令和５(2023)年度　みよし市家具等転倒防止器具取付事業

大規模な地震の発生が危惧されるなか、高齢者や障がい者世帯などの災害時要配慮者の家庭における地震対策を推進することにより生命、財産を保護するとともに、市民全体に地震に対する防災啓発を図り、安全で安心して生活できる環境を作ることを目的としています。

１　対象者（以下のいずれかに該当する世帯）

①　満６５歳以上の人のみの世帯
②　身体障がい者１級または２級、療育手帳Ａ判定またはＢ判定、精神障がい者保健福祉手帳１級または２級の人がいる世帯
③　要支援・要介護認定者のみの世帯
④　母子世帯（中学生以下の子どもとその母親のみで構成する世帯）
※　過去にこの事業で器具を取り付けた世帯は申込みできません。

２　申　請

令和５(2023)年９月１日（金）から令和５(2023)年９月２９日（金）までの間に、みよし市役所防災安全課にある申請書に住所、氏名等を記入し提出します。

申請後に審査をし、決定、または却下通知を送付します。

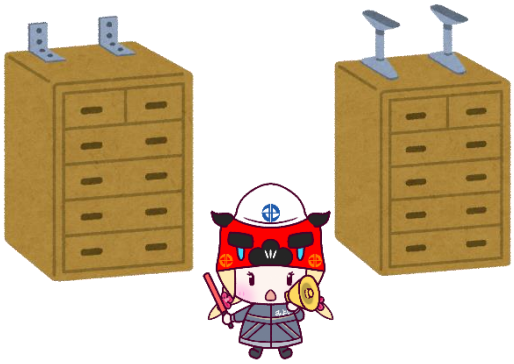

３　定　数

１５世帯（申込み多数の場合は抽選）

４　費　用

無　料

５　実施方法

みよし市が家具等転倒防止器具を購入し、（社）シルバー人材センターが取り付けます。

対 象 家 具	タンス、食器棚、下駄箱、冷蔵庫、テレビなど
取 付 金 具	市販されているもので、チェーン金具、固定ベルト、Ｌ字金具など
取付実施要領	①　申請者の立合いのもと（社）シルバー人材センターの会員が下見をし、固定する家具等と転倒防止器具を決めます。 ②　家具と器具を決定したら、あらためて器具等を揃え申請者宅へ出向き取り付けます。 ③　取付完了は、（社）シルバー人材センターの会員が、写真等で取付前と取付後を記録し、みよし市に報告します。
取　付　数	家具等４点まで

《問合せ　みよし市役所　防災安全課　電話３２－８０４６（直通）》